

平成28年(ワ)第2265号 裁判官に対する忌避の申立て事件

(基本事件・平成26年(ワ)第2146号, 第5824号)

決 定

申 立 人 別紙申立人目録記載のとおり

申立人ら代理人弁護士 島 昭 宏

ほ か

主 文

本件各申立てをいずれも却下する。

理 由

- 1 本件各申立ての趣旨及び理由は、別紙忌避申立書記載のとおりである。
- 2 申立人らは、基本事件を担当した裁判官らにより構成される合議体は、第4回口頭弁論期日において、申立人代理人らが今後の主張立証の計画を示しており、基本事件被告らの反論に対する再反論も行っていないにも関わらず、基本事件の審理を終結しようとしたが、このような訴訟指揮からは、申立人らが公正な裁判を受けることは期待できないから、上記裁判官らについて、裁判の公正を妨げる事情があるなどと主張するが、これらは、いずれも単に訴訟指揮に対する不満を述べるにすぎず、忌避の原因には当たらない。

また、一件記録を精査しても、上記裁判官らについて、その他「裁判の公正を妨げるべき事情」（民事訴訟法24条1項）があるとは認められない。

- 3 よって、本件各申立てはいずれも理由がないことから、これらを却下することとし、主文のとおり決定する。

平成28年4月21日

東京地方裁判所民事第37部

裁判長裁判官 上 田 哲

裁判官 大野 健太郎

裁判官 森 沙恵子

これは 謄 本 である。

平成 28 年 4 月 21 日

東京地方裁判所民事第 3 7 部

裁判所書記官 藁 谷 孝 徳

